

定 款

公益社団法人希望会

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人希望会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、障害者及び高齢者の介護及び職業訓練等を通して自立の支援を行い、その障害者及び高齢者及びその家族の幸福の実現に貢献する事を目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 障害者サービスに関する事業
- (2) 高齢者サービスに関する事業
- (3) 障害者サービス・高齢者サービスの施設拡大に関する事業
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する事業
- (5) 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を広島県廿日市市に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第2章 社 員

(社員資格)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(入社)

第6条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### 第4章 役員

(選任及び人数)

第17条 理事及び監事(以下、「役員」という。)は、社員総会の決議によって選任する。理事の人数は3名以上10名以内とする。監事の人数は、1名以上3名以内とする。

2 理事の内1名を代表理事とする。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の報酬)

第19条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(理事会)

第20条 当法人には理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成される。

(理事会の権限)

第21条 理事会は次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(代表理事の選定及び職務権限)

第22条 代表理事は、理事会の決議により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事会の開催)

第23条 理事会は、毎事業年度に2回以上開催されなければならない。

2 代表理事は、理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。この報告は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上行われなければならない。

(理事会の招集)

第24条 理事会は代表理事が招集する。代表理事は、理事会の日の7日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときに、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議)

第25条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議につき、特別の利害関係を有する理事は、議決への参加ができない。

(監事の権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合にも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(事業報告及び決算)

第31条 代表理事は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第7章 定款の変更・解散等

(定款の変更)

第32条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(解散)

第33条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金及び残余財産の帰属)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

2 当法人が清算をする場合において有する残存財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第37条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	金子昌年
設立時理事	緒方直之
設立時理事	尾嶋隆
設立時理事	伊藤一郎
設立時代表理事	金子昌年
設立時監事	栗山和久

(設立時の社員)

第38条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員1

住所 広島県広島市東区矢賀新町二丁目4番14-1311号  
氏名 金子昌年

設立時社員2

住所 広島県広島市東区牛田東一丁目3番25-601号  
氏名 緒方直之

設立時社員3

住所 広島県広島市東区戸坂山崎町2番26-501号  
氏名 尾嶋隆

設立時社員4

住所 広島県広島市南区旭三丁目2番20-103号  
氏名 伊藤一郎

設立時社員5

住所 福岡県北九州市若松区本町一丁目2番5-103号  
氏名 栗山和久

(法令の準拠)

第39条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

改正

平成23年8月4日	定款変更
平成25年3月19日	主たる事務所移転に伴う変更
平成25年7月1日	目的変更
平成26年11月11日	公益認定申請に伴う変更

以上、この定款は、公益社団法人希望会の現行定款に相違ありません。

平成26年11月11日

廿日市市大野679番  
公益社団法人希望会  
代表理事 金子昌年